

緊急事態宣言延長に係る福島市の対応

令和2年5月6日

福島市

1. 外出自粛の要請

県の要請を市民に周知する。

- i 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛
- ii 都道府県をまたいだ不要・不急の移動の自粛
- iii 現にクラスターが発生した場や、「3密」のある場への外出自粛
- iv 外出の際には、基本的な感染対策を実施する新しい生活様式の徹底を依頼

2. 学校の臨時休業

- ① 市内全小・中・特別支援学校は、臨時休業を5月31日まで延長する。ただし、国の緊急事態宣言や県の休業要請の解除があった場合は、臨時休業の前倒し解除を検討する。
- ② 学校再開に向け、段階的な登校日を設定する。また、登校日における指導と家庭学習との学習サイクルを意識した指導に努める。
- ③ 児童・生徒は、自宅で過ごすことを基本とするが、やむをえない事情がある児童は、学校・学童での自学等を行うことができる体制を整える。なお、在宅ワーク等により自宅での対応が可能な家庭は、できる限り学校・学童の利用の利用自粛をお願いする。

3. 幼稚園・保育所等の対応

- ① 市立幼稚園は、臨時休業を5月31日まで延長する。ただし、国の緊急事態宣言や県の休業要請の解除があった場合は、臨時休業の前倒し解除を検討する。
- ② 市立幼稚園での預かり保育は実施する。保護者の長期にわたる負担に配慮しつつ、引き続き自宅で対応が可能な家庭の利用自粛をお願いする。
- ③ 市立保育所・認定こども園については、開園を続ける。保護者の長期にわたる負担に配慮しつつ、引き続き自宅で対応が可能な家庭の利用自粛をお願いする。
- ④ 私立の認定保育所・認定こども園・認可外保育所についても、市立と同様の対応を要請する。(私立幼稚園については県より要請)

4. 市有施設の取扱い

- ① 屋外運動施設を除く現在利用休止中の市有施設は、5月31日まで利用休止を延長する。ただし、国の緊急事態宣言や県の休業要請の解除があった場合は、感染リスクの低い利用から、段階的に解除する。
- ② 屋外運動施設については、利用休止は5月10日までとし、同11日から利用可

とする。ただし、5月31日までは、

- i 更衣室など室内施設(トイレを除く)は、利用休止
- ii 接触のある運動、近接する運動は、控えていただく
- iii 県外の方は、利用禁止

とする。

- ③ 図書館、学習センターの図書室においては、5月8日より、インターネット予約、電話予約による、来所時間を予定した貸出サービスを実施する。
- ④ 市有施設の利用に当たっては、利用施設に応じ、手洗いや手指の消毒、マスク着用など、感染防止対策を徹底する。

5. イベント等の延期・中止

- ① クラスターが発生するおそれがあるイベントや「3密」のある集まりについて開催の自粛を要請する。
- ② 比較的小人数(開催場所にもよるが最大50人程度)のイベント等を開催する場合には、「3密」にならないなど適切な感染防止対策を講じるよう依頼する。
- ③ 地区集会施設等におけるイベント等の開催について、改めて注意喚起する。

6. 市長メッセージの発出

緊急事態宣言の延長を踏まえた市の対応方針や県の要請に対する市民の理解・協力をお願いするとともに、県新しい生活様式など感染防止対策の徹底をお願いする市長メッセージを発する。